

## 徳島県持続可能な社会を目指した 国際連携ネットワーク「T I S」設置要綱（改正案）

### （趣旨および設置）

第1条 徳島県は、令和2年度に本県に開設された「消費者庁新未来創造戦略本部」での新たな消費者政策の展開を支援し、また、「G20消費者政策国際会合」の開催で培った協力関係を継承し、もって本県の消費者政策を国際的で持続可能な視点を踏まえた先進的なものに進化させるため、消費者政策国際会合の参加者や学識経験者、消費者団体等の専門家からなる『徳島県持続可能な社会を目指した国際連携ネットワーク「Tokushima International Network for a Sustainable Society」』（以下、「T I S」という。）を設置する。

### （役割）

第2条 T I Sは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議や協力を行い、国際的で持続可能な視点を踏まえた消費者行政・消費者教育を推進する。

- （1）国際連携に向けた手法及び実践事例等の紹介、協力に関すること。
- （2）新たな消費者問題の情報提供及びその対応に関すること。
- （3）SDGsの実現を目指した取組の推進に関すること。
- （4）徳島県が行う国際会議、各種情報発信への協力に関すること。
- （5）その他、必要な情報交換及び連絡調整に関すること。

### （組織）

第3条 T I Sは、別表1に掲げる会員をもって構成する。

- 2 会員の任期は2年とする。ただし、補欠の会員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 会員は、再任されることができる。
- 4 会員の任期が満了となったとき、会員から特別の申し出がない限り自動的に再任されるものとする。

### （役員）

第4条 T I Sには会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、会員の互選により選任する。
- 3 副会長は、会長の指名により選任する。
- 4 会長は、T I Sの会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### （会議）

第5条 T I Sの会議は会長が招集する。

- 2 T I Sは、前項の会議において行われる、第2条に規定される役割の検討に際し、必要があると認められるときは、関係者から意見を聴くことができる。

### （部会）

第6条 T I Sは、必要と定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会長は、会員の中から会長が指名する。

### （事務局）

第7条 T I Sの事務を処理するため、徳島県危機管理環境部消費者暮らし安全局消費者政策課に事務局を置く。

### （その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、事務局が別に定める。

### 附則

この要綱は、令和2年2月21日から施行する。

### 附則

この要綱は、令和2年11月 日から施行する。

別表1（第3条関係）

（構成員）

学識経験者	東京都市大学名誉教授	中原 秀樹
	横浜国立大学名誉教授	西村 隆男
	椛山女学園大学教授	東 珠実
	四国大学短期大学部教授	加渡 いづみ
	鳴門教育大学大学院准教授	坂本 有芳
	京都大学大学院准教授	カライスコス・ アントニオス
	上智大学大学院准教授	井上 直己
消費者団体	（公社）消費者関連専門家会議専務理事	坂倉 忠夫
	（公財）消費者教育支援センター専務理事	柿野 成美
	（一社）全国消費者団体連絡会事務局長	浦郷 由季
	（特非）徳島県消費者協会会長	佐野 勝代
行政機関	消費者庁 新未来創造戦略本部総括室長	室伏 陽貴
	文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課長	石塚 哲朗
	徳島県危機管理環境部消費者くらし安全局長	福田 輝記
国際機関等	（独）国際協力機構四国センター （JICA四国）所長	小林 秀弥
	（独）日本貿易振興機構（ジェトロ） 徳島貿易情報センター所長	村上 義

（協力機関）

国際機関等	（一財）自治体国際化協会（クレア）
-------	-------------------

徳島県持続可能な社会を目指した国際連携ネットワーク「TIS」  
設置要綱 新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨および設置)</p> <p>第1条 徳島県は、令和2年度に本県に開設された「消費者庁新未来創造戦略本部」～(略)</p> <p>第2条～第6条 (略)</p> <p>(事務局)</p> <p>第7条 TISの事務を処理するため、<u>徳島県危機管理環境部消費者くらし安全局消費者政策課</u>に事務局を置く。</p> <p>第8条 (略)</p>	<p>(趣旨および設置)</p> <p>第1条 徳島県は、令和2年度に本県に開設される「消費者庁新未来創造戦略本部」～(略)</p> <p>第2条～第6条 (略)</p> <p>(事務局)</p> <p>第7条 TISの事務を処理するため、<u>徳島県危機管理部消費者くらし安全局消費者くらし政策課消費生活創造室</u>に事務局を置く。</p> <p>第8条 (略)</p>

【別表1 (第3条関係)】

改正案	現行
<p>学識経験者 (略)</p> <p>消費者団体 (略)</p> <p>行政機関</p> <p><u>消費者庁 新未来創造戦略本部</u> 総括室長 室伏 陽貴</p> <p>文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学学習・安全課 課長 石塚 哲朗</p> <p><u>徳島県危機管理環境部消費者くらし安全局</u> 局長 福田 輝記</p> <p>国際機関等 (略)</p>	<p>学識経験者 (略)</p> <p>消費者団体 (略)</p> <p>行政機関</p> <p><u>消費者庁消費者行政新未来創造オフィス</u> 参事官 林田 雅秀</p> <p>文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学学習・安全課 課長 三好 圭</p> <p><u>徳島県危機管理部消費者くらし安全局</u> 局長 三好 誠治</p> <p>国際機関等 (略)</p>